平成２８年（フ）第１５９号
熊本市中央区出水６丁目１番８号　東南アパート205、前住所熊本市中央区国府本町８番26号
債務者　湯浅麻莉菜
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７号
鹿児島県南九州市頴娃町別府2847番地５
債務者　岩下　和彦
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市上川内町3269番地１　清水コーポ101
債務者　伊豆元　博
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
鹿児島県阿久根市大丸町177番地　大田コーポ103
債務者　花田かおり（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
三重県四日市市石塚町18番９号　シティハイツ石塚２Ｅ、前住所三重県鈴鹿市国府町2197番地１　レンタルアパートホップ　103号室
債務者　宮崎　　啓
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
三重県四日市市桜町40番地３　コーポラスたなかＢ－101
債務者　山口栄美子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
三重県四日市市釆女が丘４丁目197番地１、前住所三重県四日市市楠町小倉394番地５　ＣＯＭＯＤＯ楠Ⅱ－203
債務者　荒木　大典
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
三重県桑名市新屋敷44番地　伊藤興産Ｂ棟２－13号
債務者　萩原　敏幸
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
大津市大将軍３丁目１番７号　ガーディアン・シャトー101
債務者　長谷川正弘
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６２号
大津市北小松547番地の１
債務者　出葉　正浩
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
大津市本堅田３丁目28番17号白雲荘101号
債務者　菅野　浩志
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８３号
大津市晴嵐１丁目１番11号　ソアール201号、前住所大津市蓮池町５番12号　ＳＡＭＳＱＵＡＲＥ大津京408号
債務者　山本　久和
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
滋賀県栗東市笠川83番地２（105号）　笠川83番館、前住所滋賀県栗東市笠川66番地（Ｂ－206号）
債務者　奥田　　遼
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
大津市大平１丁目５番26－301号
債務者　奥村　恵子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
京都府木津川市木津宮ノ裏228番地１　ハイツ平成203号
債務者　竹内　浩司
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
京都市南区久世殿城町575番地の３　向陽グランドハイツ103号
債務者　小田　直幸
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係